

川辺町宿泊補助制度がはじまります！！

川辺町では、スポーツ・文化活動等により岐阜県川辺漕艇場を利用し宿泊した方に対して、宿泊費の一部を助成する制度をスタートしました。

対象となる宿泊

岐阜県川辺漕艇場を利用し岐阜県川辺漕艇場又は町内にある旅館業法に定める宿泊施設に宿泊をした団体又は個人。

※ご注意ください！

以下の場合による利用は補助対象外となります。

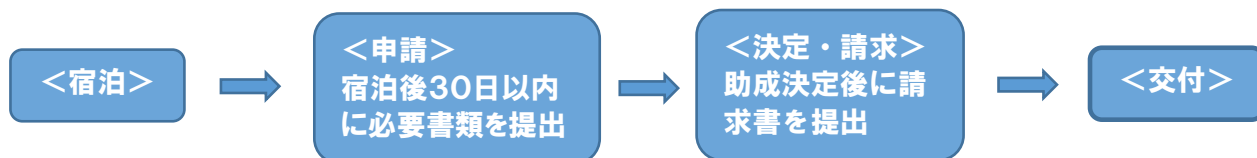
- (1) 政治的活動を目的とするもの
- (2) 宗教的活動を目的とするもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他町長が適当でないと認めるもの

助成金の額

宿泊1人あたり1,000円 × 延べ宿泊数
※1泊あたりの宿泊費が1,000円に満たない場合はその額

【例】3人で2泊宿泊し、1人あたりの宿泊額が1,000円を超えている場合
 $1,000円 \times 3人 \times 2泊 = 6,000円$
※団体の場合は代表者に交付します。

<手続き>



川辺町ご来町の際はぜひ活用ください！！

<お問い合わせ>

川辺町B & G海洋センター窓口（教育委員会）
〒509-0315
岐阜県加茂郡川辺町比久見725-5
Tel 0574-53-2911
Fax 0574-53-5684